

消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定するものとする。

令和5年3月22日

新潟市消防局長 小林 佐登司

新潟市消防局訓令第2号

消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程の一部を改正する規程
消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程（平成23年新潟市消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第26条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第28条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第28条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第31条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第31条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第32条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第32条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第32条の4第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条の4第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第33条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第34条第1項中「タンク検査済証再交付申請書」の次に「（以下単に「タンク検査済再交付申請書」という。）」を加え、「提出させるものとする。」を「提出させるものとし、タンク検査済再交付申請書1部に收受印を押印し、申請者に返付するものとする。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第45条第1項及び第2項中「防火対象物点検報告特例認定申請書」を「防火対象物・

防災管理点検報告特例認定申請書」に改める。

第46条中「管理権原者変更届出書」を「防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書」に改める。

第48条第1項中「別記様式第14号」を「別記様式第1号の2の2の3」に、「防災管理点検報告特例認定申請書」を「防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書」に改め、同条第2項中「防災管理点検報告特例認定申請書」を「防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書」に改める。

第49条第1項中「別記様式第15号」を「別記様式第1号の2の2の3」に、「管理権原者変更届出書（以下「防災管理権原者変更届出書」という。）」を「防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書（以下単に「防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書」という。）」に改め、同条第2項中「防災管理権原者変更届出書」を「防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第12号の2中「9.0cm」を「8.56cm」に、「6.0cm」を「5.4cm」に改め、「年 月 日修了」、「交付」及び「氏 名」を削る。

別記様式第17号、別記様式第19号、別記様式第19号の2及び別記様式第24号中「9.0cm」を「8.56cm」に、「6.0cm」を「5.4cm」に改め、「氏 名」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別記様式第12号、別記様式第12号の2、別記様式第17号、別記様式第19号、別記様式第19号の2及び別記様式第24号の改正規定は、令和5年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の別記様式第12号、別記様式第12

号の2、別記様式第17号、別記様式第19号、別記様式第19号の2又は別記様式第24号の規定により交付されている修了証、防火管理者の証及び防災管理者の証（以下この項において「修了証等」という。）は、改正後の別記様式第12号、別記様式第12号の2、別記様式第17号、別記様式第19号、別記様式第19号の2又は別記様式第24号の規定による修了証等とみなす。